

日本女性協 厚生労働省要請を実施！



要請書を渡す、上垣女性協議長

2月21日、日本医労連女性協として5回目となる「仕事と家庭の両立支援と母性保護」について厚生労働省に要請しました。日本医労連からは、森田しのぶ中央執行委員長をはじめ女性委員10名が参加。厚生労働省側は10名が対応しました。

医療・介護の職場では、慢性的な人手不足と長時間夜勤の蔓延等を背景に、女性が働きづらい環境があります。環境整備・法整備を両輪としての改正を要請しました。

※一部紹介します

表記 ○→要請内容、(厚)→厚労省、(医)→女性協

○長時間労働・長時間夜勤の是正。1勤務8時間以内、勤務間隔最低12時間以上、夜勤当直月8日以内、のルール厳守の法制化

(厚)罰則付きの36協定の上限を定めた。適切な運営に努める。インターバル導入は労使取り組みを促進したい。

(医)36協定は使用者本位の締結。働き方改革を労働者本位のものに

○妊娠判明で夜勤免除、軽易業務への転換を。時間外・休日労働など原則禁止に。代替確保の義務化

(厚)介護施設について手厚い配置に加算で対応。調査に基づき配置基準定めている。

(医)私たちは命を守っている。厚労省が基準引上げの決断を

○不妊・不育治療への時間外・夜勤免除、通院休暇創設

(厚)まず不妊治療への理解の周知啓発パンフ作成を予定し予算も計上中。実態調査し、ガイドラインも検討中

○育休拡充、男性取得の促進、施設への助成

(厚)29年10月育介法改正施行。離職防止で2歳まで延長するも、女性活躍には逆行する。男性育休取得5.14%(前年3.16%)、女性8割

(医)男性の育休取得期間の調査を

○総合確保基金を増額と、各都道府県への運用指導
(厚)医療・介護分で前年比100億増額で1858億円要求しているところ。

(医)院内保育所が自立できる補助金があれば、看護師が働きやすくなる

○診療・介護報酬に、母性保護・子育て支援・両立支援を促進するような算定項目の新設を

(厚)患者負担にも関連するので中医協での検討。夜間院内保育は看護職員配置要件に、育休・保育制度は処遇改善加算要件になっている。

(医)院内保育が夜勤の助長になりかねない。シングルにも優しい環境整備を

厚生労働省はまず労働者の立場にたち、私たちの声をすくってほしい。私たちは命をけずりながら命を守っている。厚生労働省での配置や報酬改定の決断だけが職場で繁栄される。基準を上げることに躊躇しないしてほしいと訴えました。また、秋田から、北秋田市では、医師の偏在を看護師・コメディカルがカバーしている実態を訴えました。

年々、男性看護師も増えるなか、日本医労連女性協として、女性も男性も輝いて働き続けられる職場環境の実現まで、絶対に諦めず、ガンバロー！ガンバロー！ガンバロー！



3～5月は母性保護月間です

春の母性保護月間です。19春はグッズは作成していませんが、今あるものを活用しながら、学習や運動に取り組みましょう。(発165号)

春の母性保護月間に取り組みましょう (発165号)

- ① 「母性保護」の学習、3休（生理休暇・年休・連休）取得など、職場の実態をチェックしましょう
- ② 「女性の権利ノート 2018年版」活用し、権利など知って、知らせて、職場を変えましょう
- ③ 「ハラスメントのない笑顔の職場を」ペットボトルカバーの活用を
- ④ ジェンダー4署名に取り組みましょう
 - 1) 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准
 - 2) 民法・戸籍法の差別的既定の廃止・法改正
 - 3) 「慰安婦」問題の解決
 - 4) 家族従業者への給与を認めない所得税法第56条の廃止



↑ 「ジェンダー4署名推進リーフレット」には、「選択議定書って?」「所得税法って?」など、わかりやすく説明されています。この母性保護月間に、権利ノートと同様に学習しましょう。

19春母性保護月間には、4署名の取り組みを強化し、本部に集中をお願いいたします。4署名は毎年国会に提出しています。リーフ・署名用紙はホームページにも掲載しています。

↓ こなつルーペ付きスケール、ポスターなど、若干在庫あります。本部にお問い合わせください。